

令和8年2月市議会 総務委員会資料

第37号議案 長崎市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

[目次]	ページ
1 条例改正の概要	2
2 新旧対照表	3 ~ 5
3 施設の概要	6

南総合事務所
令和8年2月

1 条例改正の概要

(1) 概要

長崎市健康づくりセンター（以下、「健康づくりセンター」という。）の健康増進室に設置しているリラクゼーションカプセルは、設置から約24年が経過し、老朽化により故障も多く、また利用者も少ないことから令和8年3月31日をもって廃止する。

また、健康づくりセンターの附属設備は、リラクゼーションカプセル及び冷暖房設備が条例及び同施行規則で規定されているが、冷暖房設備はその使用料が貸室の使用料に令和8年4月1日から包含され、附属設備の位置付けがなくなるため、条例等に規定する附属設備がなくなることから所要の整備を行うもの。

(2) 改正の内容

附属設備に係る文言の削除を行うもの。

(3) 施行日

令和8年4月1日

【リラクゼーションカプセル】



※ 洋服を着たまま横になり、頭部以外をカプセルの中に入れて、約30分間、温熱、振動、音楽、アロマの香りなどの複合的な作用により、心身の回復を図る機器

- ・ 台 数 2台
- ・ 料 金 310円（1回あたり）
- ・ 利用実績 令和2年度 239人（1日平均 0.78人）
令和3年度 121人（1日平均 0.39人）
令和4年度 185人（1日平均 0.60人）
令和5年度 263人（1日平均 0.86人）
令和6年度 138人（1日平均 0.45人）

2 新旧対照表

新	旧
<p>○長崎市健康づくりセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第50号</p> <p>第1条～第5条〔略〕</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条第1項〔略〕</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>[削除]</p> <p>3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>(平21条例26・追加)</p> <p>第7条～第12条〔略〕</p>	<p>○長崎市健康づくりセンター条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 条例第50号</p> <p>第1条～第5条〔略〕</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条第1項〔略〕</p> <p>2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p><u>3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>(平21条例26・追加)</p> <p>第7条～第12条〔略〕</p>

新	旧
<p>(損害賠償)</p> <p>第13条 センターの建物、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(平21条例26・旧第11条線下、平29条例18・一部改正)</p> <p>第14条第1項〔略〕</p> <p>2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条、第6条第1項、第7条、第10条及び別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第6条第2項及び第3項の規定は適用しない。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第13条 センターの建物、<u>附属設備等</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(平21条例26・旧第11条線下、平29条例18・一部改正)</p> <p>第14条第1項〔略〕</p> <p>2 前項の場合においては、第4条第1項、第5条、第6条第1項及び<u>第3項</u>、第7条、第10条並びに別表の規定の適用については、第4条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を市長に納入しなければならない」と、<u>同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と</u>、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基準額」とあるのは「使用料」とし、第4条第2項並びに第6条第2項及び<u>第4項</u>の規定は適用しない。</p>

新	旧
<p data-bbox="156 151 510 182">第14条第3項～第15条〔略〕</p> <p data-bbox="187 254 311 285">附則〔略〕</p>	<p data-bbox="1025 151 1379 182">第14条第3項～第15条〔略〕</p> <p data-bbox="1056 254 1180 285">附則〔略〕</p>

3 施設の概要

(1) 位置図



(2) 外観



- (3) 名称 長崎市健康づくりセンター
- (4) 設置年月日 平成14年4月1日（築24年）
- (5) 設置目的 市民の健康の増進を図る
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造3階建て
(建築面積：1,748.21㎡、延床面積：3,542.03㎡)
- (7) 開館時間 浴場、健康増進室 10：00～21：00
多目的室、研修室、調理実習室 9：00～21：00
- (8) 指定管理者 オリエンタル・ビル管理株式会社
- (9) 指定管理期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日